

意見書案第 9 号

「103万円の壁」の引上げにおける代替財源の確保を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日

|     |          |     |     |
|-----|----------|-----|-----|
| 提出者 | 海老名市議会議員 | 宇田川 | 希   |
| 賛成者 | 同        | 松本  | 正幸  |
| 同   | 同        | 田中  | ひろこ |
| 同   | 同        | 三宅  | 紀昭  |
| 同   | 同        | たち  | 登志子 |
| 同   | 同        | 大下  | 久美  |
| 同   | 同        | さの  | るみ  |
| 同   | 同        | 伊左次 | 雄介  |

## 「１０３万円の壁」の引上げにおける代替財源の確保を求める意見書

１１月２２日に閣議決定された総合経済対策には、所得税の負担が生じる年収の壁、いわゆる「１０３万円の壁」対策を行うことが明記され、令和７年度税制改正の中で議論し、引き上げることとされた。人手不足が社会的課題となる中、「働き控え」の解消に加え、市民の手取りが増えることが経済の好循環に資することは十分に理解するところであるが、仮に所得税の課税最低限を現行の年収１０３万円から１７８万円に引き上げることに合わせて、個人住民税の基礎控除を引き上げた場合、総務省は、地方全体で４兆円程度の個人住民税の減収が見込まれると試算しているところである。

個人住民税は、地方自治体の基幹税として、子ども子育て、学校教育、ごみ処理など、住民に必要な基礎的行政サービスを提供するための極めて重要な財源であり、個人住民税における基礎控除等の引上げは、税収への影響が特に甚大であることから、行政サービスの安定的な提供に支障を来す可能性が非常に懸念される。

さらに、国から地方に交付している地方交付税交付金は、国税である所得税の３３．１％を国が地方自治体に代わって徴収し、一定の基準に基づいて再配分される仕組みとなっており、基礎控除等を引き上げて所得税が減収することによる地方交付税交付金も総額１兆円程度減少すると試算されていることから、減収となる地方自治体に対して代替財源などの新たな制度が明示されていないことを看過することはできない。

個人住民税が４兆円程度の減収になることに加えて、地方交付税交付金も減少することは、普通交付税の交付・不交付に関わらず全ての地方自治体に多大な影響を及ぼすことが明確であり、「１０３万円の壁」の引上げにおいては、代替となる財源を交付税措置とすることなく、地方特例交付金等により財源を確保することや抜本改革を含め、地方税財源に影響を及ぼすことのないよう慎重な議論を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月１８日

海老名市議会議長

戸 澤 幸 雄